

川崎市指令環廃 第160号

許可番号 第05720040109号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都目黒区五本木一丁目2番21号

氏 名 株式会社 森商会

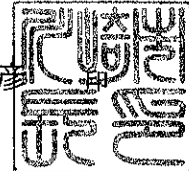
代表取締役 森 光治 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年1月31日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日

令和6年2月1日

許可の有効期限

令和11年1月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮、破碎・圧縮固化)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、

(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上6種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、

(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上3種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 破碎・圧縮固化に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず

以上4種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 制限

圧縮に係る廃プラスチック類及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、金属くずに付着するものに限る。

2 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記入すること。
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和6年2月1日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

NO COPY

再複製無効



別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設) (設置年月日 平成19年10月1日)	4.36 t/日 (廃プラスチック類) 8.33 t/日 (紙くず) 4.76 t/日 (木くず) 4.49 t/日 (繊維くず) 9.27 t/日 (金属くず) 7.03 t/日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	川崎市川崎区白石町 3番89ほか(住居表示:川崎市川崎区白石町5番4号) (2743.77 m ²)
イ 圧縮施設 (圧縮施設) (設置年月日 平成29年4月1日)	99.2 t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	
ウ 圧縮固化施設 (圧縮固化施設) (設置年月日 平成19年10月1日)	3.76 t/日 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	9.27 t/日	破碎施設
圧縮施設一式	99.2 t/日	圧縮施設
破碎・圧縮固化施設一式	3.76 t/日	破碎施設、圧縮固化施設

